



2024年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
代表者名 代表取締役社長 松本 清雄
コード番号 3088 東証プライム
問 合 せ 先 常務取締役グループ経営企画統括 石橋 昭男
(TEL: 03-6672-7808)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は2024年5月17日開催の取締役会において、2019年6月27日開催の第12回定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の改定を決議し、本制度に関する議案を2024年6月21日に開催予定の第17回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の改定の目的及び改定内容

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）を対象に、中長期的な業績向上と当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。

具体的には、本制度にて付与する普通株式（以下、「本株式」という。）の総数として年30,000株以内、金銭報酬債権の年額を85百万円以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するとしております。

当社は、その後の当社事業規模の拡大による取締役の増員や2023年10月1日に実施いたしました本株式1株につき3株の割合をもって分割する株式分割等を勘案し、本制度にて付与する本株式の総数を年90,000株以内、金銭報酬債権の年額を360百万円以内に改定いたします。

なお、本株主総会においてかかる報酬を改定することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。また、本制度による当社の本株式の発行又は処分にあたっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

当改定は、取締役の報酬等の内容にかかる方針や株式分割および株価水準等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

2. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容の変更はございません。導入時の本制度の概要については、2019年5月10日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上